令和5年度事業計画 ~プラスチック資源循環の促進に向けた新たな再商品化事業の始動~

(令和5年4月1日~令和6年3月31日)

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

近年、米国のパリ協定への復帰や、欧州のグリーンリカバリー(コロナ禍による経済低迷からの再起と環境問題への取り組みの両立)政策等とともに、世界の脱炭素化への動きが加速し、各国には具体的な政策が求められている。

わが国では、2050年のカーボンニュートラルの実現、それに向けた2030年の温室効果ガス排出量46%削減(2013年度比)という目標が掲げられた。これら目標の達成には、今後、世界で創出されるGX(グリーントランスフォーメーション)関連の莫大な市場を取り込む必要があり、政府は、新たな産業分野の技術開発で先んじるばかりでなく、実装段階での競争力も確保し、日本経済の成長につなげるため、「GX起点の新産業創造」*を進める必要を指摘している。 * 産業構造審議会経済産業政策新機軸部会中間取りまとめ(令和4年6月13日)

こうした状況の下、令和4年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (以下、「プラスチック資源循環促進法」という。)が施行された。同法に基づき定められ た基本的な方針でも、国内での資源循環の促進と併せて「資源循環関連産業の発展を通じ た経済成長や雇用創出などを図ることで、新たな成長の源泉としていくことを目指す」と しており、3Rの推進に関しても新たな取り組みが求められている。

プラスチック資源循環促進法に基づく具体的施策には、当協会が関わる新たな再商品化 事業も含まれている。

新たな再商品化事業のスキームの特徴の一つは、市町村がプラスチック製容器包装廃棄物(以下、「容リプラ」という。)以外のプラスチック使用製品廃棄物(以下、「製品プラ等」という。)及び容リプラを一括して分別収集し、一定の基準を満たすものについて当協会に再商品化を委託することができる点である。すなわち、従来、容器包装に限定していた再商品化の対象をプラスチックについては製品まで拡大するという点、そして、ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装と素材ごとの容器包装用途に限定しカテゴライズしていた対象を、プラスチックという素材に着目し新たなカテゴリーを導入したという点、この2点において大きな変化が生じることになった。

もう一つは、プラスチック資源循環促進法に基づく再商品化においては、製品プラ等の 再商品化について、その委託者及び費用負担者が市町村になるということである。これは、 容リプラの再商品化では原則として特定事業者である点と異なる。また、市町村は、国か ら再商品化計画の認定を受けることにより、入札という手続きを経ることなく認定を受け た再商品化計画(以下「認定再商品化計画」という。)に記載の再商品化実施者に再商品化 を委託することができ、更に分別収集物(容リプラ及び製品プラ等)の選別・圧縮梱包の 省略が可能とされている。

令和 5 年度は、容リプラ及び製品プラ等の一括した再商品化実施の本格運用の初年度となることから、容リプラに加えて製品プラ等の再商品化を適切に実施するよう、従来にも増して関係主体と連携し、課題の把握とそれへの対応を行っていく。

また、再商品化事業の範囲の拡大とともに、それに係る業務、手続き等が複雑化するなかで、適正かつ着実な業務運営はもとより、制度及び運用の具体的内容を関係者に分かりやすく周知・普及していくよう努める。

具体的な取り組みについては下記のとおりである。

記

1. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律*に基づく 再商品化の着実な実施

(*以下「容り法」という)

(1) 再商品化に係る委託料金と特定分別基準適合物の市町村別の量*

特定事業者等からの委託に基づき、下表①に掲げる再商品化委託単価に基づく再商品化委託料金を徴収し、②に定める量の特定分別基準適合物の再商品化を着実に実施する。 *容リ法第25条において、指定法人は、事業計画書に特定分別基準適合物ごとに委託料金及び特定分別基準適合物の市町村別の量を記載しなければならないと定められている。

① 特定分別基準適合物の素材別の再商品化委託単価

素材		再商品化委託単価	(円/トン) (注) 消費税は含まず
		令和5年度再商品化	令和 4 年度拠出委託単価
		実施委託単価	
ガラスびん	無色	6, 000	0
	茶色	8, 200	0
	その他色	16, 100	0
PETボトル		14, 000	400
紙製容器包装		23, 000	0
プラスチック製容器包装		58,000	0

⁽注) 令和 5 年度再商品化実施委託単価及び令和 4 年度拠出委託単価は、令和 4 年 10 月に、素材ごとの各事業委員会、総務企画委員会での審議を経て臨時理事会において決定した単価。なお、令和 4 年度拠出委託単価については、「(2)市町村への資金拠出 | 参照。

② 特定分別基準適合物の市町村別の量

各市町村の分別収集計画に定められた令和5年度において得られる特定分別基準適合物ごとの量の見込みのうち、再商品化業務に関し、当該市町村との間で引き取り契約した量とする。

(2) 市町村への資金拠出

① 容り法第10条の2に基づく市町村への資金の拠出 容り法第10条の2に定める「市町村への資金拠出制度」に基づき、既定の算定方法 により算定される令和4年度の拠出金を、令和5年9月末迄に当該市町村に拠出する。

② 有償入札に伴う市町村への資金の拠出

PETボトル及び紙製容器包装の再商品化委託において有償入札となる再商品化事業者に対し与信管理を厳格に行いつつ、有償入札による収入について該当する市町村に対し引取量と有償落札単価に基づき算定した資金を拠出する。

2. プラスチック資源循環に係る新たなスキームによる再商品化の確実な実施

プラスチック資源循環促進法第32条に基づき、容リプラと製品プラ等を再商品化する仕組み(以下、「委託スキーム」という。)及び同法第33条に基づき市町村と再商品化事業者が連携して作成した再商品化計画を国が認定し、認定再商品化計画に基づく再商品化を当該市町村と当該事業者の契約によって実施する仕組み(以下、「認定スキーム」という。)が導入されることとなる。

委託スキームにおいては、容リプラに加え製品プラ等についても、当協会に再商品化を委託することができるものとしている。また、認定スキームにおいては、プラスチック資源循環促進法第35条の規定に基づき、認定再商品化計画に記載された容リプラは容り法に定める分別基準適合物とみなし、容り法の規定が適用されるものとしている。

当協会としては、従来の容器包装の再商品化に加え、委託スキーム及び認定スキームによる再商品化も確実に遂行していかなければならない。そのため、令和 4 年度から、①諸手続きに関連する諸規程、ガイドライン、マニュアル、書式等の整備、②再商品化事業者の登録・入札・契約、③市町村の引渡し申込・契約を順次行ってきた。

令和5年度においては、従来の容器包装の再商品化事業と同様に製品プラ等の適正な 再商品化を遂行するため、次のような取り組みを行う。

まず、製品プラ等の再商品化事業者について、月次報告等各種報告と現地検査・能力調査等を通じた収率、時間あたりの処理能力、再商品化製品及び残さの質、廃棄物処理の実態等の把握に努め、データを蓄積する。

また、再商品化事業者には再生処理ガイドラインに則った業務遂行を要請しているが、 製品プラ等を含む処理については立ち上げ時期であることから、トラブルの発生や収率 未達などが懸念され、これらの事象については、関係者から実態把握をしつつ国との協 議を踏まえ適切に対応する。

さらに、認定スキームにおける再商品化計画についても、国への情報提供等の協力、 容リプラを含む分別収集物に係る生産管理月報等の確認など、国、市町村及び再商品化 実施者と連携し適正な運営を支援する。 このほか、コンピュータシステムの追加的改修や、ホームページにおける専用コーナーの開設をはじめ発信するコンテンツの拡充、広報誌への特集・連載企画記事の掲載などにより制度・スキームに関する周知と普及に努める。また、問合わせ対応としてFAQの整備やコールセンターにおける対応能力の強化(体制整備、ICT活用など)を行う。

なお、契約を締結した市町村や落札した再商品化事業者とは連絡を密にし、円滑な事業の推進を図るとともに、今後、製品プラ等の分別収集に取り組む意向を持つ市町村等に対し、きめ細かい情報提供を行う。

3. 再商品化事業の持続可能性確保に向けた取り組みの推進

当協会が行う再商品化事業の持続可能性を確保していくためには、適正な業務管理、 再商品化能力等の確保・拡充、関連情報の収集・把握等が不可欠であり、下記(1)か ら(4)に掲げる取り組みを実施する。そして、これらの取り組みを着実に実施するこ とにより、再商品化事業に係る社会全体のコストの低減・適正化に寄与する。

(1) 適正な再商品化業務の管理と更なる運用の改善

再商品化業務を適正に遂行すべく、再商品化事業者の業務状況を月次報告等で常に確認するとともに、令和2~4年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で必要かつ可能な最小限の範囲に留めた現地検査を、令和5年度においては極力、例年並みの範囲に近づけ効果的、効率的に実施し、管理の維持・強化を図る。特に安全衛生管理については、新型コロナウイルス感染拡大に伴うコミュニケーションの希薄化等により、再商品化事業者の現場では平常時のようには徹底されていない事例も見受けられ、改めて注意喚起と管理の徹底を働きかけていく。

また、不適正行為通報に対しては、迅速かつ的確な実態確認を行い適切に対応する。

なお、事務局の業務方法・手順に関しては、第3回臨時監査(内部監査:令和2年度に実施)において確認のうえ改善した各事業部における業務手順等を引き続き着実に実行する。また、製品プラ等に関する新たな再商品化スキームの業務方法、手順については十分な注意をもって対応し、必要に応じ適宜見直しを図る。さらに、電子化推進など運用ルールの改善を行ない、更なる業務の合理化、効率化を進める。

このほか、制度運用に関しては、容リプラと製品プラ等及びPETボトルの再商品化に関して、引き続き望ましい入札制度につき検討を行う。

(2) 再商品化能力・事業者の確保・拡充に向けた取り組み

新型コロナウイルスの感染拡大は日本経済にも大きな影響を及ぼしたが、経済社会活動の正常化が進み景気は緩やかに持ち直している。しかし、物価上昇やエネルギー等の供給面での制約、世界的な金融引き締め等を背景とした海外景気の下振れによる日本経

済の下振れリスクや地政学的リスクなど、依然として先行きへの懸念材料があり再商品 化事業者の事業環境は厳しい状況にある。

こうしたことは、当協会の 4 素材累計の登録事業者数にも表れ、直近 10 年間で 83 社減る (平成 24 年度 281 社→令和 4 年度 198 社) など減少傾向に歯止めがかかっていない。

容器包装等のリサイクルを持続的に遂行していくためには、全国各地の市町村からの容器包装リサイクル法に基づく分別基準適合物及びプラスチック資源循環促進法に基づく分別収集物の引取量に対応した再商品化能力や再商品化事業者を確保し、さらに向上・拡充していくことが不可欠である。

そのためには、再商品化能力・技術の向上に向けた設備投資や研究開発、あるいは再商品化製品の需要の拡大・創出に向けた販路開拓が必要である。再商品化事業者の自助努力だけでは困難なこれら課題の解決については支援が必要であり、国等に対してこれらの課題に関する具体的な支援策の実施を働きかけていく。

このほか、再商品化製品を利用した製品に関する情報収集・提供を積極的に行うとと もに、諸手続における合理化・簡素化の一層の促進などを通じた業務負担の軽減と、専門 家による安全・環境等に関する助言や提案の拡充を図る。

こうした取り組みによって、再商品化能力・事業者の確保・拡充と新規参入の促進を図る。

(3) 分別基準適合物及び分別収集物の品質向上に向けた調査と改善アプローチ

市町村から引き取る容り法に基づく分別基準適合物及びプラスック資源循環促進法に 基づく分別収集物の品質向上は、再商品化事業における業務の合理化、効率化に資する ばかりでなく、残さ削減による収率改善、再商品化製品の販売量拡大、新商品開発等にも つながり、再商品化事業者の生産性向上を後押しすることにもなる。さらに、特定事業者 や市町村が支払う再商品化実施委託料の低減にも寄与する。

こうしたことから引き続き、市町村から引き取るベール(=分別収集したものを圧縮梱包したもの)などの品質調査を実施するとともに、同調査に基づく助言、提案、要請等の適切な改善アプローチに努める。

素材別の取り組みについては以下のとおり。

- ① ガラスびんでは、再商品化事業者による品質調査を実施した後、同事業者と市町村で改善に向けた協議を行い、その後も改善が見られない場合には、協会と再商品化事業者が市町村を訪問のうえ、改めて改善要請やアドバイスを行う。
 - 加えて、混合収集を実施している市町村やその他色のガラスびんの混入や残さが 目立つ市町村には、ガラスびん3R促進協議会等関係者と共に訪問し、品質調査と 品質改善要請を行うなどピンポイントでの対応を継続し品質向上を推進する。
- ② PETボトルでは、引き続き「引き取り品質ガイドライン」の周知徹底を図る。

また、市町村の中間処理場における選別の状況を調査・把握し、混合収集を行っている市町村に対し、PETボトルの単独収集の促進に向けた働きかけを行う。

- ③ 紙製容器包装では、近年ベール品質が悪いDランク評価の市町村の数は極めて少なくなってきた。しかしながら、持続的な紙製容器包装の再商品化の遂行には、優良で安定的な品質が不可欠であり、引き続き品質調査の厳格化と調査に基づく改善への指導、先進事例の周知等を積極的に行い、品質の改善・安定化を推進する。
- ④ プラスチックでは、容リプラについて、容器包装比率が「引き取り品質ガイドライン」を著しく下回る市町村に、改善計画の立案・実行を依頼し再調査を実施する。

また、リチウムイオン電池等の混入に起因する発火トラブルが近年多発しており、引き続き市町村や消費者に混入防止を呼び掛けるとともに、効果を上げている取り組み事例の紹介や市町村からの個別相談への対応を行う。(P-9「5. リチウムイオン電池等危険物混入トラブル防止への取り組み」参照)

分別収集物(容リプラ及び製品プラ等)に関しては、プラスチック資源循環促進法の運用開始の初期段階では、市町村の定める回収対象物とその市民への周知の度合、中間処理施設での異物除去の精度等によってはベール品質が悪化することが懸念される。そのため「市町村からの引き取り品質ガイドライン(分別収集物用)」の周知・広報活動、市町村及び中間処理施設への出前講座、ベール品質調査時の立会い者との意見交換等を通じて、分別収集物の品質向上を図っていく。また、製品プラ等を回収する市町村に対しては、年2回(上期・下期それぞれ1回)ベール品質調査を実施し、分別収集物の品質の維持・向上を図るとともに、容リプラと製品プラ等及び異物の比率を確認し、契約した比率と比べて大幅な乖離があった場合は、期中で比率変更を行うことにより、適正な費用の支払いを行っていく。

(4) 再商品化事業に関する情報収集・把握の強化

従来から容器包装リサイクルを取り巻く環境の情報収集に努めてきたが、再商品化製品利用製品、バージン原料利用製品、各素材の原材料などに関する市場動向、新たな再商品化製品・同利用製品の開発・販売情報などについても、より一層早く、広く、深く収集・把握するよう努める。

それらの情報をもとに、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者、市町村、特定事業者のそれぞれに想定される影響を把握し、再商品化事業の推進に役立てる。

また、日常的な業務報告だけでなく、アンケート調査や個別ヒアリング等を通じ、随時 最新の状況を把握するように努める。

素材別の取り組みについては、以下のとおり。

① ガラスびんを取り巻く市場環境は、コロナ禍の影響を大きく受けた。家飲みの増加、飲食店の休業、他素材容器の台頭等でガラスびんの需要量が大きく減少し、ガラスびんメーカーの工場閉鎖・ライン縮小等の影響が出ている。その結果、市場に

流通するガラスびんが減少し、徐々に顕在化している再商品化事業者への影響が今後さらに大きくなることが危惧され、入札行動にも変化が生じることが考えられる。こうした中、再商品化事業者の動向とともに、びんメーカーの生産・販売動向に関する情報も逐次収集・把握するように努める。

② PETボトルでは、環境負荷調査、バージン原料およびリサイクル原料の市場動向、国内の使用済みPETボトルの排出量と処理能力、輸出動向等に関する情報収集・把握を行うとともに、再商品化製品利用事業者のニーズや製品に関する課題等の把握に努める。また、落札状況の変化による影響調査や、独自処理を行っている市町村からその理由に係る調査を行い、当協会ルートによる再商品化のメリットの訴求を図る。

特に、PETボトルリサイクルについては、外部環境変化等による再商品化委託料の変動など影響が極めて大きく、現状および課題を分析、整理し、必要な提言等を検討する。

- ③ 今後の紙製容器包装の再商品化に及ぶ影響への適切な対応のためにも、製紙会社 や再商品化事業者等からの積極的なヒアリングと現地訪問によって、情報の収集・ 把握を強化する。
- ④ プラスチックについては、プラスチック資源循環促進法の運用開始に伴う課題の 早期発見に努め、将来の見直しの検討に資する情報の整理・分析を進めるものとす る。

また、製品プラ等の再商品化事業者に限らず、引き続きすべての再商品化事業者の再商品化製品の販売状況を把握・分析するとともに、再商品化製品の需要や残さ処理状況についても情報を収集・把握し、入札制度の改善に向けた検討や再商品化事業者の新規参入・拡大に役立てる。

4. 不正行為等の防止と再商品化義務履行の促進

(1) 不正・不適正行為の防止及び危機管理体制の強化

① 当協会の諸規程を遵守し、不正及び不適正行為に対しては「危機管理規程」、「再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程」等に基づく措置を機動的に発動する。

また、年度当初に策定する危機事象未然防止策について、危機管理委員会において 進捗状況を四半期ごとに確認のうえ着実に実行し、危機管理体制を維持、強化する。 なお、危機管理の対象となる事象が発生した場合には、速やかに同委員会を開催し 弁護士など専門家とも連携のうえ、迅速かつ的確に対応する。

② 再商品化の実施に当たっては、再商品化事業者に改めてコンプライアンスの徹底

を働きかける。このため、月次報告等による再商品化実績等の確認、再商品化製品 利用事業者からの受領証との照合など報告内容の適正性を確認するとともに、現地 検査や財務状況の把握など多面的な対策を実行し、不適正行為の防止を図る。

- ③ 適格な再商品化事業者を確保すべく、再商品化事業者の登録判定においては、外 部監査人として弁護士及び市民団体代表の参画を得て、厳正な審議を行う。
- ④ 再商品化業務に係る情報漏洩防止に関しては、事務局において秘密情報管理規程 や情報セキュリティポリシー、それらに基づく手続きルール等を徹底し、情報を厳 格に管理、運用する。
- ⑤ 自然災害等の危機対応として策定した当協会のBCP(事業継続計画)に基づき、REINS(当協会の基幹コンピュータシステム)バックアップサイト接続の定期的な確認作業を行うほか、事務局行動マニュアルに基づく災害時等の対応について、事務局内での徹底を図る。

(2) 再商品化義務の不履行特定事業者へのアプローチの強化

① 令和5年度から当協会が再商品化する対象物に新たに製品プラ等が含まれ、その再商品化の委託者として市町村が加わることとなり、再商品化に係るコストについては、特定事業者と市町村の双方に適正に負担していただくことが必要である。

再商品化義務を負う全ての特定事業者には、従来にも増して適正な義務履行を果たしていただくべく、不履行特定事業者(所謂、ただ乗り事業者)への対策を強化していく。

まずは、フォローが必要と思われる事業者リストを作成し、改めて主務省庁に提供のうえ点検・指導の強化を要請する。

また、主務省庁及び各地にあるその機関、更には商工会議所、商工会等からの対象 事業者等の情報照会に対しては、迅速かつ的確なフォローを行うとともに、上記事 業者リスト作成についてこれら機関の協力を求める。加えて関連する業界団体の協 力のもと、その傘下の会員企業等への周知・啓発活動の強化を図る。なお、当協会 と再商品化委託契約を締結したにもかかわらず委託料を支払わない大口の特定事業 者には、弁護士名による支払催告や必要に応じた訴訟提起を行うなど、再商品化義 務の履行を強く促す。

- ② 再商品化義務には法的に時効がなく、過年度分の遡及申し込みを行おうとする特定事業者に対しては、最長で23年度分(平成12年度から令和4年度)の申し込みを要請することとなる。長期にわたる多額の委託料の一括納付が、事業者の義務履行の阻害要因の一つとなっているとの指摘があることも踏まえ、引き続き分割払いの適用など運用面での工夫による義務履行の促進に取り組む。
- ③ 商工会議所及び商工会等の協力のもと、各地で開催する特定事業者向け「容器包

装リサイクル制度説明会・個別相談会」については、説明内容の一層の充実を図るとともにWEBを併用した会議や個別相談会に重点を置いた会議の開催など、特定事業者が参加しやすく効果的なものとなるよう整備する。

- ④ 特定事業者向けの説明会のタイミングで、当該開催地域の国の関係機関を訪問し容器包装リサイクル制度(以下、「容り制度」という。)の周知、普及に関し対応強化を要請するとともに、関係特定事業者団体との意見交換等を実施し注意喚起等を図る。
- ⑤ 不履行特定事業者対策の広報活動として、ホームページ内の通報窓口へのアクセスを分かりやすくするとともに、広報誌や各種イベントを通じた普及啓発活動を行う。

5. リチウムイオン電池等危険物混入トラブル防止への取り組み

リチウムイオン電池等の混入による発火トラブルは、容器包装のリサイクル現場において事業の存続に影響を及ぼすほどの事例も見られ、依然として鎮静化する見通しが立たず 予断を許さない状況にある。

これらトラブルの根本的な対策として、リチウムイオン電池を利用する小型家電製品製造事業者や小売事業者に対し、同電池内蔵に関する表示の徹底や廃棄方法の整備・周知などの対策を要請していく。

また、国や地方公共団体と連携し、効果的・先進的な取り組み事例を全国の地方公共団体に周知し取り組みの横展開を図る。さらには、協会と再商品化実施契約を締結している事業者が火災検知・消火設備を完備できるよう国に対し補助制度の創設を要望していく。

このほか、消費者と市町村に向けた禁忌品、危険物混入防止の周知活動を継続的に実施していく。

特に、令和 5 年度からは、製品プラ等の再商品化事業が始まることから、リチウムイオン電池使用製品の廃棄物への混入の可能性が高まることが懸念されるため、以上の普及啓発活動を一層強化するとともにサプライチェーンと連携した取り組みも検討していく。

6. 容器包装リサイクル等に関する啓発活動の展開と強化

- (1) ホームページや機関誌等を通じた分かりやすい情報発信とコールセンターにおける 問合せ対応力の強化
 - ① 特定事業者、市町村、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者などを対象に、ホームページ、会報誌、SNS等の多様な伝達手段を通じた効果的かつ合理的な情報発信を行う。

- ② 消費者に対する情報発信をより充実・強化し、容り制度の認知度向上と、新たなプラスチックの再商品化スキームの創設に伴い重要度が増した分別意識の向上を図っていく。特にホームページは、各種情報・データ等を充実させる一方、現行ページの整理や経年データのライブラリー化等を行い、初めて閲覧する人でも分かりやすい構成、体系となるよう全体の見直しを進め、全面改修に向けた準備に着手する。
- ③ 令和4年度にリニューアルした「容リ協ニュース」(年3回・各8千部発行)、「年次レポート」(1万部発行)に関しては、上記方針に沿って消費者への普及啓発にも有効なコンテンツとなるよう見直しを図る。
- ④ 市町村を通じた市民向け啓発活動については、当協会制作の動画「容器包装リサイクル1分間動画事典」等の、市町村ホームページへのリンクの設定や学校教育現場等での活用促進を図る。
- ⑤ 特定事業者に向けては、会議所ニュース(日本商工会議所発行)や経団連タイムス(日本経済団体連合会発行)に令和6年度向け再商品化委託申し込みの広告を掲載し申し込みの拡充を図る。

その他、当協会評議員の所属団体等と連携し、業界別の啓発活動を展開する。

(2) メディアやイベント等を活用した広報活動の積極展開

- ① マスメディア(新聞・テレビ・雑誌等)や様々なソーシャルメディアの活用による 広報活動を積極的に展開し、容り法等に基づく諸施策や昨今の課題、当協会が担う 再商品化業務の内容等について、社会一般の認知度向上を図る。このうちマスメディア向けには、特にニュースリリース等の配信を通じ情報を直接提供していく。
- ② 消費者向けの情報発信をより強化、拡充するため、エコプロの他にも効果的なイベント、展示への参加を検討する。
- ③ 3 R推進関係団体と連携し、相互の機関誌やイベント等を活用した広報活動を実施する。

(3) 各種説明会等による普及・啓発

- ① 再商品化事業の促進を図るべく、市町村向け説明会、特定事業者向け「容器包装 リサイクル制度説明会・個別相談会」、再商品化事業者登録説明会、再商品化に関 する入札説明会、再商品化業務手続に関する説明会など、各対象に適した普及啓発 活動を実施する。
- ② 国や地方公共団体、事業者団体、消費者団体等が主催する諸会合・セミナー等へ 当協会役職員を講師として派遣し、容り制度のポイントとなる廃棄物排出抑制と再

生利用の推進、市町村から当協会への分別基準適合物等の引渡しの促進、不履行特定事業者対策の強化等について周知を図る。

また、日本商工会議所及び全国商工会連合会が主催する、各地商工会議所、商工会等事務局の容り制度担当職員向け研修会は、WEB開催を原則とし、参加者の利便性を図るとともに開催に関するコストの削減を図る。

(4) 各種関連事業への後援・協賛等

国や地方公共団体あるいは関係団体が主催する容器包装リサイクルをはじめとする環境関連のイベント、事業等について、素材別のリサイクル推進協議会・促進協議会との連携を図りつつ後援、協賛、協力、出展等を行う。

7. 関係主体間の連携の強化

(1) 国内関係機関との連携強化

再商品化事業の円滑かつ着実な推進に向けて、特定事業者、再商品化事業者、再商品化 製品利用事業者、消費者、市町村などの関係主体との一層の連携強化を図る。

具体的には、情報連絡会議(構成員:主務省庁、公益社団法人全国都市清掃会議及び当協会)を、その内容拡充を図りつつ定期的に開催するとともに、素材別のリサイクル関係団体等との情報交換や諸課題に関する検討・意見交換を積極的に行う。また、評議員や理事の所属団体との意見交換等を通じて一層の情報共有、連携の強化を図り、再商品化事業の改善に役立てる。

特に、当協会が取り扱う使用済みPETボトルは、国内全体で発生する数量の 1/3 程度に過ぎないことから、国内関係機関との連携により使用済みPETボトル処理に関する全体像と課題の把握を進める。

(2)海外関係機関との交流促進

今後の再商品化事業のあり方を検討するうえでも、最新の海外の廃棄物に関する施策、 リサイクル事情を把握することは重要であり、諸外国のリサイクル関係機関との交流、 情報交換等を適宜行う。

また、令和 2~4 年度に予定しながら新型コロナウイルス感染拡大の影響で取り止めた 欧州への廃棄物リサイクル情勢に関する視察団を、プラスチック容器包装リサイクル推 進協議会等と協働で派遣する。それにより、プラスチックリサイクルに関する各国の取 り組みや課題、リチウムイオン電池等の禁忌品対策等につき調査し、当該国関係機関と のネットワークを構築・強化しつつ、情報収集とその的確な発信、再商品化事業・業務へ の反映など今後の国内での対策の推進に役立てる。

また、海外から寄せられる日本の容り制度に関する懇談、ヒアリング等の依頼については積極的に対応し、同制度の周知・広報に努める。

8. 事務局における計画的、継続的な人材育成と ICT 活用の促進

(1) 事務局における人材の育成と能力の向上

プラスチック資源循環促進法に基づく新たなスキームの導入をはじめ、再商品化事業を取り巻く環境変化等に伴い、当協会が対応すべき業務の内容、量、範囲は年々拡大し、新たな課題も生起している。こうした業務の拡大や新たな課題に適切に対応していくためには、役職員の能力の向上と知識、ノウハウの習得が不可欠であり、計画的、効果的な研修や勉強会の実施等により、人材の育成と生産性の向上に努める。

また、事務局体制、業務分担について検証し、必要に応じ見直しを行う。

(2)特定事業者等からの意見・提案への積極対応

特定事業者、市町村、再商品化事業者及び消費者等からの意見、要望、提案、苦情等は、業務改善の重要な手掛かりであり、コールセンターをはじめ当協会に寄せられるこれら意見等についての適切な対応と業務への反映を図る。また、再商品化事業者向け「不服申立て窓口」に寄せられた申立てについては、弁護士等と連携し、適切に対応する。

(3) ICT (情報通信技術) 活用による業務の生産性向上

引き続きICTの活用による業務の生産性向上と、テレワークを含むワークスタイルの変革に取り組む。具体的には、オンライン会議の促進、テレワークの推進、ペーパーレス化、電子決裁・決済の促進などをさらに進めるとともに、リモート学習やeラーニング等を含む教育研修の実施などを通じ、役職員の意識変革とICTの徹底活用を図る。

<u>9.公益財団法人としてのガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底</u>

(1) ガバナンスの向上

業務執行の役割を担う「理事」、理事の業務執行を監督する役割を担う「評議員」、協会業務全体の監査権限を有する「監事」の三者が、各々の役割を十分認識することにより、相互の牽制機能が発揮される体制の維持・整備に努める。また、外部に対する説明責任を果たすべく、適正な情報公開を徹底し、透明性の高い組織運営に努める。

(2) コンプライアンスの徹底

「民による公益の増進」という公益法人制度の趣旨と当協会の目的、責務について、役職員の再認識を促し、事業の適正な運営を確保する。このため、コンプライアンス及びリスク・情報管理の意識向上に向けたセミナーや研修を適宜実施する。

また、当協会「内部監査規程」に基づき、事務局の法令遵守状況に関する書面監査を実施するとともに、臨時監査に基づく各事業部の業務改善等を引き続き着実に実行する。

以上